

TEPCO カーボンニュートラルサポート 2024 サービス利用規約

1 目的

- (1) 東京電力エナジーパートナー株式会社(以下「当社」といいます。)は、「TEPCO カーボンニュートラルサポート 2024」(以下「本サービス」といいます。)の実施により、省エネ・創エネ・デマンドレスポンスの導入サポートを通じて、お客さまの電気料金のご負担を軽減し、電力需給の安定化・地産地消のエネルギー社会を推進します。
- (2) 「TEPCO カーボンニュートラルサポート 2024 サービス利用規約」(以下「本規約」といいます。)は、本サービスによる設備等の導入サポートのために交付する金銭(以下「サポート金」といいます。)の交付手続き等の取扱いを定めたもので、本サービスの適正かつ確実な処理を図ることを目的とします。
- (3) 当社は、民法第 548 条の 4 の規定にもとづき、本規約を変更することがあります。この場合の本サービス内容は、変更後の本規約の実施期日から、変更後の本規約によることといたします。当社は、本規約を変更する場合、変更後の本規約の実施期日までに相当な予告期間において、変更後の内容を電磁的方法等によりお客さまにお知らせします。

2 定義

- (1) 当社の電気需給約款 [高圧]、電気需給約款 [特別高圧]、電気需給約款 [低圧] に定義される用語は、本規約においても同様の意味で使用します。
- (2) サポート対象者とは、3(サポート対象)の(1)に定めるサポート対象条件を満たす者を指します。
- (3) サポート対象設備とは、3 (サポート対象)の(2)から(5)に定めるサポート対象条件を満たす設備を指します。
- (4) 設備種別とは、以下の設備を指します。
 - イ 蓄熱設備の制御システム
 - ロ ビル用マルチエアコンの制御システム
 - ハ 電気式高効率空調(店舗用パッケージエアコン, ビル用マルチエアコン)
 - ニ 太陽光発電設備(陸屋根, ソーラーカーポート, 野立て, 塩害地区, 壁面・窓面等)
- (5) 設備導入とは、蓄熱設備の制御システムの場合、制御システムの改修を行うこと、ビル用マルチエアコンの制御システムの場合、制御システムの導入を行うこと、電気式高効率空調または太陽光発電設備の場合、設備の据付または試運転調整を行うことを指します。なお、試運転調整とは、設備の設置に伴う試運転調整およびシステム設定に伴う稼働確認等を含みます。

- (6) 法人等とは、法律によって法人格が認められ、法人番号が付与された会社や団体である法人または、多数の者が一定の目的を達成するために結合した団体のうち法人格を有しないものを指します。なお、法人等には、株式会社、学校法人、医療法人、地方公共団体、非営利団体、管理組合、その他当社が認める団体等を含みます。
- (7) 個人事業主とは、法人を設立せずに個人で事業を営んでいる者を指します。
- (8) 申請者とは、サポート金の交付申請を行う者を指します。
- (9) 設備導入者とは、交付決定を受け設備導入を行う者を指します。
- (10) 設置事業者とは、サポート対象設備の設備導入工事等を行う者を指します。
- (11) 蓄熱設備とは、冷水・温水等を生成・貯蔵しておき、必要に応じて活用するための設備を指します。
- (12) デマンドレスポンス（以下「DR」といいます。）とは、電力需給がひっ迫している際に、電力会社等の指令に応じてお客さまの設備の運用を変えることにより電力需要を変動させることを指します。
- (13) 店舗用パッケージエアコンとは、業務用エアコンのうち、室外機から室内機へ給電されるものを指します。ただし、ルームエアコンおよび設備用パッケージエアコンを除きます。
- (14) ビル用マルチエアコンとは、業務用エアコンのうち、室内機、室外機が別の電源から給電されているものを指します。
- (15) 太陽光発電設備とは、太陽光パネル、パワーコンディショナ等、太陽光発電設備の設置に必要な設備全てを一体として指します。
- (16) オフサイト PPA モデルとは、太陽光発電設備の所有者である発電事業者と電力の購入者が、事前に合意した価格および期間における電力の売買契約を締結し、電力を使用する場所ではないオフサイトに導入された太陽光発電設備により発電された電力を、一般の電力システムを介して当該電力の購入者へ供給する契約方式を指します。
- (17) 「TEPCO カーボンニュートラルサポート 2024 に関する重要事項」（以下「契約締結前書面」といいます。）とは、本サービスの実施にともなう供給条件等の説明および供給条件等の変更に関する事項を記載した電気事業法第 2 条の 13 第 2 項に定める契約締結前交付書面を指します。
- (18) 「契約内容通知兼サポート金交付決定通知」（以下「契約締結後書面」といいます。）とは、本サービスの実施にともなう供給条件等の変更に関する事項を記載した電気事業法第 2 条の 14 第 1 項に定める契約締結後交付書面を指します。

3 サポート対象

- (1) 以下の条件を全て満たした者を、本サービスのサポート対象者とします。
 - イ 当社と高圧、特別高圧または低圧の電気需給契約(ただし、特定小売供給約款による電気需給契約を除きます。)を締結していること

- ロ 当社との電気需給契約を締結している需要場所が、栃木県，群馬県，茨城県，埼玉県，千葉県，東京都(島嶼地域を除く)，神奈川県，山梨県および静岡県(富士川以東)(以下「東京電力エリア」といいます。)に所在すること
 - ハ 当社サービス「ビジネス TEPCO」の会員であること
 - 二 当社と高圧，特別高圧いずれかの電気需給契約を締結している場合は，契約のメニューが，臨時電力，農事用電力等でないこと
 - ホ 当社と低圧の電気需給契約を締結している場合は，契約のメニューが，スタンダードS，スタンダードL，スタンダードX，動力プラン，プレミアムS，プレミアムL，プレミアムプラン，アクアエナジー100，夜トク8，夜トク12，スマートライフS，スマートライフL，スマートライフプラン，くらし上手S，くらし上手L，くらし上手X，おトくなナイト8(時間帯別電灯[夜間8時間型])，おトくなナイト10(時間帯別電灯[夜間10時間型])，電化上手(季節別時間帯別電灯)，ピークシフトプラン(ピーク抑制型季節別時間帯別電灯)，低圧高負荷契約，TEPCO プレミアムS for ソフトバンク，TEPCO プレミアムL for ソフトバンク，TEPCO プレミアムプラン for ソフトバンク，TEPCO プレミアムプラン for エアロテック，またはTEPCO スマートライフプラン for エアロテック(以下これらを総称して「低圧対象メニュー」といいます。)であること
 - へ 当社と低圧の電気需給契約を締結している場合は，法人等または個人事業主であること
 - ト 6(交付申請)に定める期間内に，交付申請を行うことができること
 - チ 12(設置報告)に定める期間内に，設置報告を行うことができること
 - リ 蓄熱設備の制御システムを申請する場合，当社の指定するDRメニューに加入すること
 - ヌ ビル用マルチエアコンの制御システムを申請する場合，当社の指定するエネルギー管理サービスに加入すること
 - ル 本規約の全てに同意していること
- (2) 設備種別が蓄熱設備の制御システムの場合，以下の条件を全て満たした設備等を本サービスのサポート対象設備とします。
- イ 既存の蓄熱設備の制御システムを当社のDR指令に対応可能なシステムへ改修を行うこと
 - ロ 公募要領の公表日(2024年3月4日)以降に制御システム改修の発注を行うこと
- (3) 設備種別がビル用マルチエアコンの制御システムの場合，以下の条件を全て満たした設備等を本サービスのサポート対象設備とします。
- イ ビル用マルチエアコンの制御システムを新規設置すること
 - ロ 公募要領の公表日(2024年3月4日)以降に制御システムの発注を行うこと
 - ハ 設備を導入してから据付・稼働せず，倉庫等に保管する設備(以下「将来用設備」

- といたします。) または購入時点で既に一度事業の用に供している設備(以下「中古品」といいます。)として購入した設備でないこと
- ニ 自社および子会社で製造している設備(以下「自社製品」といいます)でないこと
- ホ 法令に定められた安全上の基準を満たしている設備であること
- (4) 設備種別が電気式高効率空調の場合、以下の条件を全て満たした設備等を本サービスのサポート対象設備とします。
- イ 店舗用パッケージエアコンの場合、導入した室外機と4方向カセット型の室内機(1台)を組み合わせた場合の通年エネルギー効率(以下「APF」といいます。)(2015)が、表1の定格冷房能力に対応する基準値以上であること
- 上記の組み合わせがない場合は、導入した室外機と4方向カセット型室内機(複数台)の組み合わせの中で最小台数のAPF(2015)が、表1の定格冷房能力に対応する基準値以上であること

表1 定格冷房能力に対応するAPF(2015)基準値

定格冷房能力	APF(2015)基準値
7.1kW未満	7.0以上
7.1kW以上12.5kW未満	6.7以上
12.5kW以上	6.1以上

- ロ ビル用マルチエアコンの場合、APF(2015)が6.1以上であること
- ハ 公募要領の公表日(2024年3月4日)以降に設備発注を行った設備であること
- ニ 将来用設備または中古品として購入した設備でないこと
- ホ 自社製品でないこと
- へ 法令に定められた安全上の基準を満たしている設備であること
- (5) 設備種別が太陽光発電設備の場合、以下の条件を全て満たした設備等を本サービスのサポート対象とします。
- イ 東京電力エリア内に所在し、かつ、当社との電気需給契約を締結している需要場所において継続して発電を行うこと
- ロ 東京電力パワーグリッド株式会社との系統連係協議を行うこと
- ハ 東京電力エリア内に所在し、かつ、当社との電気需給契約を締結している需要場所において、3(サポート対象)の(5)のイにおいて発電した電力を全て使用し、他小売電気事業者と当該電力についての売買契約を締結しないこと(ただし、当該需要場所のみに電力を供給するオフサイトPPAモデルのための電力の売買契約を締結する場合はこの限りではありません)
- ニ 以下のいずれかの設置形態に該当すること
- (イ) 陸屋根(傾斜のない平面な屋根)
- (ロ) ソーラーカーポート(太陽光発電搭載型カーポートまたは太陽光発電一体型カーポート)

- (ハ) 野立て（遊休地や利用していない土地）
 - (ニ) 塩害地区（海岸線から 1 km の範囲内）
 - (ホ) 壁面・窓面等
- ホ サポート対象設備について，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく FIT 制度または FIP 制度の対象設備としないこと
- へ 公募要領の公表日（2024 年 3 月 4 日）以降に設備発注を行った設備であること
- ト 将来用設備または中古品として購入した設備でないこと
- チ 自社製品でないこと
- リ 法令に定められた安全上の基準を満たしている設備であること

4 サポート金額

- (1) サポート金額は，交付申請ごとに計算します。

イ 設備種別が蓄熱設備の制御システム，ビル用マルチエアコンの制御システムの場合，表 2 に示すサポート金単価に申請件数を乗じた金額をサポート金とします

表 2 サポート金単価

設備種別		サポート金単価(円/件)
1	蓄熱設備の制御システム	2,000,000
2	ビル用マルチエアコンの制御システム	300,000

ロ 設備種別が電気式高効率空調，太陽光発電設備の場合，以下の(イ)の方法で計算する総出力に，以下の(ロ)に示すサポート金単価を乗じた額を足し合わせて計算します

- (イ) 総出力は，サポート金単価の区分が同一のサポート対象設備の能力（電気式高効率空調においては定格冷房能力，太陽光発電設備においては太陽光パネル出力）（単位はkW）に，導入数（電気式高効率空調においては機器の台数，太陽光発電設備においては太陽光パネルの枚数）を乗じた値を合計し，小数点第 2 位を切り上げて計算します
- (ロ) サポート対象設備の総出力 1kW あたりのサポート金は，表 3 のとおりです。太陽光発電設備において条件を重複して満たす場合は，太陽光パネル出力に最も大きいサポート金単価を乗じて計算します

表3 サポート対象設備の総出力あたりのサポート金単価

設備種別		区分	サポート金単価(円/kW)
3	電気式高効率空調	店舗用パッケージエアコン	定格冷房能力あたり 3,000
		ビル用マルチエアコン	定格冷房能力あたり 6,000
4	太陽光発電設備	陸屋根	太陽光パネル出力あたり 26,500
		ソーラーカーポート	太陽光パネル出力あたり 26,500
		野立て	太陽光パネル出力あたり 23,000
		塩害地区	太陽光パネル出力あたり 11,300
		壁面・窓面等	太陽光パネル出力あたり 26,500

- (2) 申請する需要場所ごとにサポート金の上限額を設定します。当該上限額は、当社との電気需給契約における2024年3月分の契約電力に1kWあたり7,000円を乗じて計算した金額または3,500,000円のいずれか小さい金額となります。2024年3月分の契約電力が確認できない場合は、当社が別途定める時点の契約電力に1kWあたり7,000円を乗じて計算した金額または3,500,000円のいずれか小さい金額とします。低圧の電気需給契約を締結している場合であって、契約電力について定めがない場合は、低圧対象メニューの契約電流または契約容量について、契約電流1Aは0.1kW、契約容量1kVAは1kWとして換算し契約電力を計算します。
- (3) 同一の需要場所において、当社と以下2つの電気需給契約を締結している場合の契約電力は、全ての電気需給契約における契約電力(契約電流または契約容量を換算した値を含む)を合算した値とします。

- イ 契約のメニューが、動力プラン以外の低圧対象メニューである電気需給契約
 ロ 契約のメニューが、動力プランである低圧の電気需給契約

5 同意事項

本サービスの適用にあたり、申請者は以下の項目に同意するものとします。

- (1) 本規約、申請システム利用規約、公募要領、法令、その他当社の指示等に従うこと。
- (2) 実現可能性のある計画に基づいて交付申請を行い、事実に基づいて設置報告を行うこと。
- (3) 当社がサポート対象設備の導入に係る設置報告等を受け、その報告等に係るサポート対象設備の導入実績が、サポート金の交付決定の内容またはこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当社の指示に従うこと。
- (4) 12(設置報告)に加えて、当社が、サポート対象設備の導入について報告または現地調査等が必要と判断する場合には、遅滞なくこれに応じること。
- (5) 当社が設置事業者に対し、サポート対象設備の導入が適正かどうか、調査が必要と判断する場合は、申請者から設置事業者に対し当該調査に応じるよう必要な措置をと

ること。

- (6) 本サービスにおける審査基準等について、当社が申請者に公開しないこと。
- (7) サポート対象設備の導入の一部を第三者に請け負わせ、または委託し、もしくは共同して実施する体制が何重であっても、当該第三者に対し、5(同意事項)の(1)から(6)までの全てについて同様に同意を得ること。
- (8) 電力需給逼迫時、当社から省エネの協力依頼をする場合があること。
- (9) 契約締結前書面および契約締結後書面の交付を本サービスの申請システム(以下「本申請システム」といいます。)、当社ウェブサイト等の電磁的方法で行うこと。
- (10) 当社への環境価値の提供について、ご案内をさせていただく場合があること。
- (11) 本サービスにおいて当社が取得した情報を、東京電力グループ各社または提携会社の商品もしくはサービスに関する広告、宣伝物の送付、勧誘等の事業において活用させていただく場合があること。

6 交付申請

- (1) 申請者は、本申請システムより、当社が定める事項の入力および書類の提出を行い、交付申請期間内に交付申請を行っていただきます。当社が必要と判断した場合に、追加で書類を提出いただくことがあります。
- (2) 交付申請期間は、2024年6月3日から2024年12月27日までとします。
- (3) 当社は、契約締結前書面および契約締結後書面の交付を、電磁的方法で行うことの同意を申請者から得たうえで、交付申請を行う前に本申請システム上で契約締結前書面を表示させることをもって、契約締結前書面を交付したものとします。
- (4) 本申請システムのアカウント1つを用いて、複数の交付申請を行うことができます。
- (5) 交付申請は、当社との電気需給契約を締結している需要場所ごとに設備単位で行っていただきます。
- (6) 本サービスの予算の上限に達した場合、交付申請期間にかかわらず交付申請の受付を締め切ります。
- (7) 所有権移転ファイナンスリース契約、ESCO・エネルギーサービス契約、PPA契約等において、設備利用開始時にサポート対象設備の所有者と電気需給契約者(本サービスによるサポート金の交付を受けようとする者)が異なる場合は、サポート対象設備の所有者および電気需給契約者の両方で共同申請を行っていただきます。この場合において、電気需給契約者を申請者、申請時点でのサポート対象設備の所有者を共同申請者とします。
- (8) 6(交付申請)の(7)に定める共同申請を行う場合、申請者は、共同申請者と協力して様式1-2:共同申請書を作成し、当社に提出する必要があります。

交付申請の内容は、9(交付決定後の申請内容変更)に定める方法によってのみ変更でき、交付決定通知前に交付申請の内容を変更することはできません。

7 審査状況等の通知方法

交付申請および設置報告の審査状況等は、本申請システムのアカウントに登録された電子メールアドレスへ通知いたします。

8 交付決定

- (1) 当社は、6(交付申請)に定める交付申請が行われた場合、当該申請に係る書類の審査および必要に応じて現地調査等を行います。その結果、サポート金を交付すべきものと認めるときは、申請者に対し7(審査状況等の通知方法)に定める方法により速やかに交付決定通知をいたします。
- (2) 当社は、契約締結後書面の交付を、8(交付決定)の(1)による通知後に電磁的方法により行います。
- (3) 当社は、サポート金の交付が適当でないとき、7(審査状況等の通知方法)に定める方法により、申請者に通知するものとします。

9 交付決定後の申請内容変更

- (1) 設備導入者は、交付決定通知を受けた後、以下のいずれかに該当する場合、設置報告時に様式 2-3：計画変更申請書を作成し、当社に提出する必要があります。
 - イ サポート対象設備の機種または台数を変更するとき
 - ロ その他当社が計画変更申請書の提出が必要と判断するとき
- (2) 設備導入者が、交付決定通知を受けた後、以下のいずれかに該当する交付申請内容の変更を行う場合、当該申請はサポート対象外となります。
 - イ サポート対象設備の設備種別の変更
 - ロ サポート対象設備を導入する需要場所の変更
 - ハ その他当社がサポート対象外と判断する変更

10 交付決定の取消し等

- (1) 当社は、以下のいずれかに該当すると認められる場合には、8(交付決定)の(1)によるサポート金の交付決定の全部もしくは一部を取り消し、または変更することができます。
 - イ 設備導入者が、本規約、申請システム利用規約、公募要領、法令またはこれらに基づく当社の処分、指示に違反した場合
 - ロ 設備導入者が、本サービスに関して不正、証憑の偽造、その他不適当な行為をした場合
 - ハ その他交付決定後に生じた事情により、設備導入者に本サービスの全部または一部を提供する必要がなくなった場合
 - ニ 当社がサポート対象外と判断する場合

- (2) 10(交付決定の取消し等)の(1)は、13(サポート金額の確定等)の(1)に定めるサポート金額の確定後においても適用されるものとします。
- (3) 当社は、10(交付決定の取消し等)の(1)によりサポート金の交付決定の全部または一部の取消しをしたときは、速やかに設備導入者に通知するものとします。

11 交付決定によって生じる権利義務の譲渡

- (1) 当社は、相続、法人の合併、分割、事業の譲渡等により、設備導入者が名義変更により設備導入者と当社との間の電気需給契約上の地位を他の者に譲渡し、権利義務が他の者に移転する場合であって、当該他の者が3(サポート対象)の(1)に定めるサポート対象条件を満たす場合、当社は当該他の者が8(交付決定)の(1)による交付決定によって生じる権利義務の譲渡されることを承諾します。
- (2) 設備導入者が、11(交付決定によって生じる権利義務の譲渡)の(1)の定めに従い、交付決定によって生じる権利義務を移転しようとする場合、当該権利義務を譲渡された者は、設置報告時に様式2-4：権利義務の譲渡確認書を作成し、当社に提出する必要があります。

12 設置報告

- (1) 設備導入者は、設備導入後、本申請システムより、当社が定める事項の入力および書類の提出を行い、設置報告を行う必要があります。当社が必要と判断した場合に、追加で書類を提出いただくことがあります。
- (2) 設置報告期間は、2024年10月1日から2025年12月26日までとします。
- (3) 設置報告は、交付決定ごとに行う必要があります。
- (4) 設置報告は、サポート対象設備の設備導入が完了してから速やかに行っていただきます。なお、設備導入が2025年12月26日までに完了しない場合は、設置報告は認められずサポート対象外となります。

13 サポート金額の確定等

- (1) 当社は、12(設置報告)による設置報告が行われた場合、当該報告に係る書類の審査および必要に応じて行う現地調査等を行います。その結果、当該設置報告の内容がサポート金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、サポート金額を確定し、7(審査状況等の通知方法)に定める方法により設備導入者に通知します。
- (2) 当社は、「サポート金支払決定通知」の交付を、13(サポート金額の確定等)の(1)による通知後に電磁的方法により行います。
- (3) 13(サポート金額の確定等)の(1)のサポート金額は、4(サポート金額)の(1)に定めるとおり算定したサポート金額と、4(サポート金額)の(2)、(3)に定めるとおり算定したサポート金の上限額のいずれか小さい金額とします。

- (4) 9(交付決定後の申請内容変更)の(1)による交付申請の変更を行い、当該変更にもとづき計算されたサポート金額が8(交付決定)の(1)により決定された額を超える場合、サポート金額は8(交付決定)の(1)により決定された額とします。

14 交付決定によって生じる権利の譲渡の禁止

設備導入者は、8(交付決定)の(1)による交付決定によって生じる権利の全部もしくは一部を当社の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、または移転させることはできません。

15 サポート金の支払い

- (1) 当社は、13(サポート金額の確定等)によりサポート金額が確定した後に、当社の指定する方法でサポート金を支払うものとします。
- (2) 当社は、原則として13(サポート金額の確定等)の(2)で定めるサポート金支払決定通知の交付を行った月の翌々月末までにサポート金を支払うものとします。

16 導入設備の継続利用期間

- (1) サポート金の支払いを受けた設備導入者は、特段の事情がない限りサポート対象設備を3年以上継続して利用していただきます。
- (2) 当社は、サポート金の支払いを受けた設備導入者がサポート対象設備について16(導入設備の継続利用期間)の(1)に定める期間継続して利用していることを、確認させていただく場合があります。

17 導入設備の管理等

- (1) 設備導入者は、法人税法等の法令に従い、設備の導入および利用に係る書類を、取引について記帳した帳簿とともに保存する必要があります。
- (2) 交付申請、設置報告において提出した書類の原本は、16(導入設備の継続利用期間)に定める導入設備の継続利用期間または17(導入設備の管理等)の(1)に定める法人税法等の法令に従い当該書類および帳簿の保存期間のいずれか長い方の期間にわたり保存していただきます。
- (3) 当社は、17(導入設備の管理等)の(1)、(2)により保存する書類および帳簿について閲覧を求めることができます。

18 サポート金の返還

- (1) サポート金の支払い後に、10(交付決定の取消し等)の(1)に該当すると認められる事実が発覚し、当社がサポート金の全部または一部の返還を請求したときは、当社指定の期日までに返還していただきます。

(2) 当社は、18(サポート金の返還)の(1)によりサポート金の返還を請求しようとするときは、以下の事項を、速やかに設備導入者へ当社の指定する方法で通知します。

- イ 返還を請求する理由
- ロ 返還すべきサポート金額
- ハ 延滞金に関する事項
- ニ 返還期日

(3) 当社は、設備導入者が返還すべきサポート金を18(サポート金の返還)の(2)のニにより当社が通知した期日までに返還しなかった場合、当該期日の翌日から返還の日までの日数に応じ、未払いの返還金に年利10%の割合で計算した延滞金を徴求します。

19 手続きの代行

- (1) 申請者は、本サービスにおける手続きを他の者に依頼することができます。
- (2) 申請者は、本規約、申請システム利用規約、公募要領、法令、その他当社の指示等に従うことについてあらかじめ同意した上で、手続きの代行を依頼するものとします。
- (3) 申請者から、本サービスにおける手続きの依頼を受けた者(以下「**手続代行者**」といいます。)が手続きの代行を行う場合は、当社に、様式1-1:手続代行申請書を提出していただく必要があります。
- (4) 申請者または19(手続きの代行)の(3)の定めにより様式1-1:手続代行申請書を提出した手続代行者のみが当社への申請手続きを行うこととし、手続代行者は、申請者から依頼を受けた手続きを別の者に行わせることはできません。
- (5) 手続代行者は、申請システムへのログインに必要なIDおよびパスワードを管理することができます。

20 個人情報等の取扱い

- (1) 当社は、本サービスにおける個人情報の収集にあたっては、適法かつ公正な手段および手続きによることとし、本サービスにおいて取得した情報等は、次の目的で利用させていただきます。
 - イ 当事業における商品・サービスの改善等に活用するため
 - ロ 東京電力グループ各社または提携会社の事業に活用するため
 - ハ 東京電力グループ各社または提携会社の商品もしくはサービスに関する広告、宣伝物の送付、勧誘等の事業において活用するため
- (2) 当社は、本サービスにおいて取得した情報等を、20(個人情報等の取扱い)の(1)の目的以外で利用する場合には、申請者、設備導入者に対し事前に確認または同意を求めるものとします。
- (3) その他個人情報等の取扱いについては、当社が定める「個人情報の取扱いに関する基本方針」「当社の個人情報の利用目的」「個人情報の開示、訂正、利用停止、利用目

的の通知等の手続き」および「ウェブサイトで取得または利用する個人情報の取扱いについて」に記載のとおりとします。

- (4) 当社は、申請者、設備導入者の個人情報等を次のいずれかに該当する場合を除き、第三者に提供しないものとします。
- イ 本人の同意がある場合
 - ロ 業務委託先に業務の遂行上必要な範囲内で提供する場合
 - ハ その他、法律にもとづき提供が義務づけられるなど正当な理由がある場合
- (5) 申請者、設備導入者は、自己に関する情報の開示を求める事ができます。なお、個人情報の開示は原則として本人に対してのみ行います。また、申請者、設備導入者の申請に関与する者は、開示内容に対して誤情報の訂正、情報の利用および提供の停止(情報の電算処理等一定の場合を除きます。)を求めることができるものとします。
- (6) 本サービスにおいて、当社は、本サービスの充実ならびに円滑な提供および運営を目的として、当社との契約情報を利用する場合があります。

21 注意事項

- (1) 本規約に定めるもののほか、サポート金の交付に関し必要な事項は、当社が別にこれを定め、申請者、設備導入者に対し、必要に応じ本申請システム上への掲示により告知を行うことができるものとします。
- (2) 当社は、申請者、設備導入者へ事前に告知または通知することなく、本サービスの内容・名称を変更すること、本サービスを一時的に中断・停止することができるものとします。
- (3) 当社は、申請者、設備導入者への告知または通知により、本サービスの全部または一部を終了することができるものとします。
- (4) 当社は、本サービスに関連して、申請者、設備導入者および第三者に損害が生じた場合であっても、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、理由の如何を問わず一切の責任を負わないものとします。
- (5) 当社は、本サービスに関連して、当社の責めに帰すべき事由により申請者、設備導入者に生じた損害について、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、逸失利益を除く通常かつ現実の損害に限って賠償するものとします。
- (6) 6(交付申請)の(3)および8(交付決定)の(2)の定めにかかわらず、本サービスおよび対象契約の変更が、法令の制定または改廃にともない、当然必要とされる形式的な変更その他の契約の実質的な変更をとまなわない内容である場合には、供給条件等の説明および契約締結前書面の交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを契約締結前書面を交付することなく説明することができます。また、上記の場合、契約締結後書面の交付を行わないことがあります。

- (7) 当社は、当社サービス「ビジネス TEPCO」の ID の新規発行または再発行に一定の時間を要したことにより、申請者、設備導入者および第三者に損害が生じた場合であっても、理由の如何を問わず一切の責任を負わないものとします。
- (8) 本サービスの利用に関し、申請者、設備導入者間または申請者、設備導入者と第三者との間で何らかの紛争が発生した場合には、申請者、設備導入者が自らの費用と責任で解決し、当社は一切の責任を負わないものとします。
- (9) 当社は、申請者、設備導入者、手続代行者の設備等の不具合および障害等に起因する通信不良・遅延・誤送等により、申請者、設備導入者、手続代行者または第三者の受けた損害について、賠償の責めを負わないものとします。
- (10) 当社は、本サービスの実施にあたり、別の会社の一部業務を委託する場合があります。そのため、本サービスにおいて取得した情報について、本サービスを実施・運用するために、業務委託先に提供します。
- (11) 本サービスにおける申請を取り下げの場合は、本申請システムから行うことができません。なお、本サービスの申請取下げには数日を要するため、お知らせメールの配信が行き違いとなる場合があります。
- (12) 本サービスの申請等のためにかかる費用、問い合わせにかかる通信料は申請者、設備導入者の負担となります。
- (13) 本規約に関する権利義務は、日本法に準拠し、これにしたがって解釈されるものとします。
- (14) 本サービスに関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
- (15) 当社は、人権を尊重する責任を果たすために、「東京電力グループ 人権方針」にもとづき人権デュー・ディリジェンスを実施しています。サプライチェーン全体における人権配慮が必要となっていることに鑑み、申請者、設備導入者にあってもサポート対象設備の導入にあたっては人権への負の影響に加担するまたはそのような疑念を抱かせることを防ぐため細心の注意を払うものとします。

以上

2024年3月4日 制定